

令和5年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名 令和5年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務

2 業務の背景及び目的

札幌市では、平成28年度に地域交流拠点等開発誘導事業を創設し、地域交流拠点等において、民間の力を引き出しながら個別の都市開発による建替え更新を促進し、その開発計画の内容をきめ細かく誘導・調整することで、質の高い空間づくりを進めている。

また、拠点のまちづくりを進める上では、各拠点の特性を踏まえたまちづくりを展開することが重要であり、地域課題やまちづくりの熟度に応じて、地域住民や開発事業者などとまちづくりの方向性を共有するための指針を策定することとしている。

地下鉄宮の沢駅周辺地区では、令和3年2月に、地域住民や事業者等を対象に「地下鉄宮の沢駅周辺のまちづくりに関するアンケート」(以下「令和2年度アンケート」という。)を実施し、また、令和4年7月には、公園における空間活用を目的とした「地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運営業務」(以下「令和4年度業務」という。)を実施した。

令和4年度業務では、夏季の「宮の沢ふれあい公園」における実証実験として、大変多くの方が参加し、今後の空間づくりにつながる結果を得たところであるが、令和2年度アンケート及び令和4年度業務にて実施したアンケートでは、冬期間の公園の活用を求める声が多かった。

以上を踏まえ、本業務では、冬期間の公園を活用した実証実験を実施し、さらなる空間づくりの検討を進めるとともに、空間活用によるにぎわいづくりを通じて、地域の魅力発信やまちづくりの機運向上を図り、宮の沢のまちづくりを進めることを目的とする。

3 対象地域

宮の沢ふれあい公園（西区宮の沢2条3丁目）

4 業務内容

各業務に関連する詳細は委託者と協議のうえ取り決めることとし、以下のとおり業務を遂行するものとする。

(1) 宮の沢ふれあい公園における空間活用に係る実証実験の実施

ア 実証実験の実施準備について

- ・時期：2月上旬の土日2日間
- ・範囲：宮の沢ふれあい公園（西区宮の沢2条3丁目）内の多目的広場及びその周辺
- ・実施スケジュールの作成。
- ・実証実験で実施する具体的コンテンツ・会場レイアウトについての検討。

イ 実証実験の実施について

実証実験で実施するコンテンツ等についての調整や、関係部署・企業等との調整、実施に係る情報発信（開催案内）、必要な機材等の準備、当日の運営を行う。

ウ 実証実験の開催結果の検証について

実証実験の取組について、当日の様子や参加者の声などをアンケート実施などにより集約し、冬期間の公園の活用に関する考察としてまとめる

(2) 委託者との打合せ協議

初回、中間3回、成果品納入時の計5回程度行う。なお、打合せ協議の時期等については委託者との協議により決定する。

(3) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

(4) 留意事項

上記(1)において、下記の点を踏まえて行うものとする。

- ・開催時期については、海外の観光客の参加も多く見込まれるさっぽろ雪まつり2024開催期間を想定。
- ・公園の使用については、委託者との協議を踏まえ、関係部署との調整を行うとともに、札幌市都市公園条例の内容を遵守する内容とする。
- ・実証実験時においても、一般の公園利用者に対して十分に配慮を行うこと。
- ・実施するコンテンツについては、大規模な除排雪及び機材などを必要とせず、また、雪山は制作しないものとし、簡易的に製作可能なものとする。また、後年時においても過度な費用負担等を発生させずに実施可能なレベルのものを基本とする。
- ・実施にあたって、周囲の企業等との連携を図るなど、地域の既存ストックの活用も可能な限り行う。
- ・参加者の動線及び他の利用者に十分に配慮するなど、安全対策を講じること。

5 業務規模

5,000千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

7 成果品

- (1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 1部（正）
- (2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 4部

- (3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で1組提出

8 参加資格

プロポーザル方式による応募を行う時点において、札幌市競争入札資格者名簿に登録され、かつ、以下の要件をすべて満たした者。

なお、複数者が協力して参加することも可とし、その場合、(5)～(6)については、構成員のいずれかが参加資格要件を満たせばよい。また、契約については、契約の相手方は代表者（構成員のいずれか1者）とし、他の構成員は協力者となる。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日付財政局理事決裁、令和2年3月26日最近改正）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 令和4年度～7年度札幌市競争入札資格者名簿において、業種が「役務（一般サービス業）」の「広告業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体が発注したイベント等に関する業務の履行実績があること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

9 企画提案を求める項目

「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、以下について企画提案を行うこと。

(1) 業務実施体制等

業務を進めるにあたっての実施体制や業務遂行に伴う費用と内訳、業務スケジュール、過去の類似・関連業務実績を提案すること。

(2) 実施コンテンツ及び情報発信方法

ア 幅広い世代の地域住民のほか、同時期に開催されるさっぽろ雪まつりや地域の観光施設を目的に市内に訪れた観光客などが興味・関心を持てる実施コンテンツを提案すること。

イ 実証実験の実施にあたり、多くの対象者に興味・関心を持たせることが可能な情報発信の方法を提案すること。

ウ 実施コンテンツについては、今後の公園の利活用に通じる持続可能なものとする
ること。

エ 参加者の動線及び他の利用者に十分に配慮するなど、安全対策について十分な
検討がされていること。

10 一般事項

(1) 事務局（企画提案書等の提出先、質問の宛先及び関連資料の請求先）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 地域計画係

電話：011-211-2545 FAX：011-218-5113

E-mail：chiikikeikaku@city.sapporo.jp

(2) 公募型企画競争の日程

ア 公募開始（告示）	令和5年10月16日（月）
イ 質問受付期限	令和5年10月25日（水）※
ウ 企画提案書等の提出期限	令和5年11月7日（火）※
エ 一次審査（書類）	令和5年11月10日（金）（予定）
オ 最終審査（プレゼンテーション）	令和5年11月14日（火）（予定）

※提出期限については正午必着とする。

(3) 質問の受付等

ア 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨
を簡潔に記入し、事務局宛てに電子メール又はFAXで送信すること。（電話や来
庁による質問には回答しない）

電子メール等のタイトルは「令和5年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証
実験運營業務 質問書」とし、また本文に団体名及び担当者氏名を明記すること。

イ 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、質問書の提出者に回答の上、全
ての質疑応答の内容を事務局ホームページで公表する。なお、公表にあたっては、
質問を行った団体名等は公開しない。

(4) 提出書類

ア 企画提案書等の構成

正本は、以下の(ア)～(カ)の構成で一式とし、1部提出すること（提出にあた
っては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること）。

副本は、以下の(イ)～(カ)の構成で一式とし、10部提出すること（提出にあた
っては、一式をゼムクリップで留めすること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- (ア) 企画競争参加申込書(A4 縦、1枚、様式1)
- (イ) 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- (ウ) 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式3)
- (エ) 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- (オ) 企画提案書(A3 横、片面印刷、2枚以内、様式自由)
- (カ) 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

イ 企画提案書等の提出

企画提案書等は提出期限までに事務局へ持参または郵送(特定記録、期限必着)により提出すること。

ウ 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keiyaku/kokuji/miyanosawajisshoujikken.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

国又は地方公共団体が発注したイベント、道路やオープンスペースの利活用など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

- (ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和5年度地下鉄宮の沢駅周辺地区空間活用実証実験運營業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

- ア 提出書類による書類審査を行う。
- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、プレゼンテーション審査を実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。
- ウ プレゼンテーションは1者30分程度（説明15分程度、質疑15分程度）を想定し、順次個別に行う。
- エ 最終審査の詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、最終審査をリモートで実施する可能性があるため、留意すること。
- オ 最終審査の結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。
- カ 企画提案者が行う説明は、企画提案書を用いて行うものとし、資料の追加や映像等の特別な機材等の持ち込み等は、一切認めない。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。ただし、プロポーザル方式の性質上、提出された企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と

定める。

- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点と同点となった場合は、評価の視点(2)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 業務実施体制等	30
・業務を円滑に遂行するための適切な実施体制及び人員確保がなされているか。	(10)
・予算面、スケジュール面で無理のない計画になっているか。	(10)
・業務の効果的な遂行のため、提案者の過去の類似・関連業務実績が十分であり、またそれを活かすことができると判断できるか。	(10)
(2) 実施コンテンツ及び情報発信方法	70
・幅広い年代の地域住民が興味、関心を持てるコンテンツとなっているか。	(20)
・海外及び道外からの観光客を含む来訪者が興味・関心を持てるコンテンツとなっているか。	(10)
・提案された情報発信方法は、多くの対象者に興味・関心を持たせる効果的なものとなっているか。	(10)
・提案された実施コンテンツは、今後の公園の利活用に通じる持続可能なものとなっているか。	(20)
・イベント運営管理について、参加者の動線及び他の利用者に十分に配慮するなど、安全対策について十分な検討がされているか。	(10)
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。なお、受託者名及び評価点は、契約の締結後、本公募型企画競争の結果と併せて公表する。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 選定結果について疑義があるときは、前項の規定に基づく通知があった日の翌日から起算して3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）以内に、事務局に対し、自らの評価について書面により疑義の申し立てをすることができる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階北側）
札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課
担当：佐々木、若林 TEL：011-211-2545 FAX：011-218-5113

16 参考資料等

- (1) 札幌市まちづくり戦略ビジョン（戦略編）
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/senryaku/index.html>
- (2) 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019
<http://www.city.sapporo.jp/chosei/actionplan2019.html>
- (3) 第2次札幌市都市計画マスタープラン
<http://www.city.sapporo.jp/keikaku/master/>
- (4) 地域交流拠点等開発誘導事業
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kyoten/yudojigyo.html>
- (5) 地下鉄宮の沢駅周辺地区での取組
<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kyoten/miyanosawa.html>
- (6) 札幌市都市公園条例
https://www.city.sapporo.jp/ncms/reiki/d1w_reiki/H332901010003/H332901010003.html
- (7) 令和4年度業務報告書（執務室配布）